評価対象期間 令和元年5月 ~ 令和5年4月(4年間)

令和5年9月

遠賀町議会改革推進会議

					検証	結果		検証結果(1)(2)に2~	- 4 がある場合、検
	条文		実績(文の内容を改正する はあるか	証結果に基づき、 今後の課題・取り約 ((1)(2)がいずれも"1"	目むべき内容など
第	時代にふされ 定機関として 性化と充実を	は、地方分権と住民自治の つしい町民に身近な意思決 の議会及び議員活動の活 で図るために必要な基本事	【実績】	□ 1	適切に運用されて おり、これまでど おり取り組む		改正の必要はない	(なし)	
	を図ることにに応え、もっ	T民に開かれた議会の実現 こより、町民の負託に的確 って遠賀町の持続的で豊か Jの実現に寄与することを		□2	適切に運用されて いるが、更なる取 り組みが必要		更なる検討が必要		
	目的とする。			□ 3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要		
				4	その他	□ 4	その他		
				ての用語	別の目的につい の条文のため、運面での検証は行ないこととする。				

遠智町議会基本条例 評価シート ※評価対象期間: 令和元年5月~令和5年4月 検証結果 検証結果(1)(2)に2~4がある場合。検 証結果に基づき、具体的な内容や案・ 条文 実績 (2)条文の内容を改正する 今後の課題・取り組むべき内容など (1)条文の運用は適切か 必要はあるか ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし) (2)については、コロナ禍の影響によ 第2条 議会の活動 議会は、次に掲げる原則に基づき活 【宝績】 適切に運用されて ■ 1 改正の必要はない 原則 動しなければならない。 おり、これまでど り十分に実施できていなかったため おり取り組む 今後は取り組んでいく必要がある。 (1) 議会が町民の代表機関であること (1), (4) (共涌) を踏まえ、公正性及び透明性を確保 議会広報発行、本会議のライブ中継実施、会 1. 町民に開かれた議会を目指すこ 議録公開、町ホームページへの議会情報公 ■ 2 適切に運用されて □2 更なる検討が必要 ■ (5)については、「自由な討議」の実 いるが、更なる取 施に対する調査・検討が進んでいない (2) 町民の多様な意見を把握し、政策 り組みが必要 ため、今後は先進地の取り組みなどの 形成に適切に反映できるよう町民参加 調査・検討を進めていく。 □3 適切に運用されて □3 改正が必要 の機会の拡充に努めること。 (2) 意見交換会の実施 (3) 把握した町民の多様な意見を下に おらず改善が必要 政策提言、政策立案等の強化に努める ع ت (3) 次のとおり実施 □ 4 その他 □4 その他 (4) 町民参加を促進するため、町民に ①条例・規則の制定 分かりやすい議会運営を目指すこと。 ・ 今和2年6月「遠賀町議会政務活動費の (5) 議会は、言論の府であるとの認識 交付の特例に関する条例! に立ち、会議の進行は、議員による自 ・ 令和5年3月「遠賀町猫の愛護及び管理 由な討議を行うこと。 に関する条例」 ・ 令和5年3月「遠賀用議会の個人情報の 保護に関する条例」 •令和5年3月「读賀町議会改革推進会議 の設置要綱」 ②条例・規則の改正 •令和3年3月「遠賀町議会委員会条例」 令和3年6月「遠賀町議会会議規則」 •令和5年3月「读賀町議会基本条例」 (5) 未実施

			検証		結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
条文			(1)条文の運用は適切か		(2)条文の内容を改正する 必要はあるか		証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
原則 動しなければな (1) 議会が関連 (1) 議機関 (1) 議機関 (2) 最初 (2) の (3) 議の (3) 議をする (3) 議の (3) で (3) は (5) が (5)	に基が、。の断高動 及祉、 を記述したと、 はいでとを重つと自ふ て町するに、 はいといとらさ 一民では、 はできましたとのわ がは、 はできまでは、 はできまでは、 はできまでは、 はできまでは、 はできまでは、 はできまでは、 はできまでは、 はできますが、 はできますが、 はできますが、 はできますが、 はできますが、 はできまがが、 はできまがが、 はできまがが、 はできがが、 はでが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	(実績】 (1) 未実施 (2) ※個人の活動原則のため評価対象としない (3) ※個人の活動原則のため評価対象としない	■ 2	適切に 運用れ組 用更必 に 運用を はいり で では、が で では、 で で で で で で で で で で で で で で	□2 □3	更なる検討が必要	「議員間の自由な討議」の実施に対する調査・検討が進んでいないため、今後は先進地の取り組みなどの調査・検討を進めていく。 (2)(3)については、議員個人の活動原則であるため、議会の評価の対象としない。ただし、議員個人が条例の趣旨に基づき、継続して取り組んでいく。
及び安心を確保 組み、災害から な役割を果たす る。 2 災害等に対		【実績】 令和5年3月に条例に追加のため該当なし。	□3	適切りり 適いり 適いり できまむ さいり できまむ さいり できまむ さいり できまむ さいり できまい はい	□2 □3	更なる検討が必要	(なし)

		検証結果	検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
条文		(1)条文の運用は適切か (2)条文の内容 必要はあるか	
第5条 町民と議会との関係	【実績】 1 議決内容に、町ホームペととももに、、町水表するととももに、、町水表するととももに、議決結会に、第年ののほ会ををおり、第年ののは会をのにはか、のは会をは、でのは会をのでは、でのは、でのは、でのは、でのは、でのは、でのは、でのは、でのは、でのは、		今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1" の場合は記述なし) 必要はない (なし) 検討が必要 必要
	・令和3年 請願なし 陳情1(継続審査を経て 採択1) ・令和4年 請願1(採択1) 陳情1(採択1) ・令和5年 請願・陳情ともになし		

					検証	検証結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検	
		条文	実績	(1)栄入の運用は適切が		(2)条文の内容を改正する 必要はあるか		証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)	
第6条	意見交換会	議会は、町民等と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させる機会を設ける。	【実績】 次のとおり実施 ・令和元年10月18日 対象:地区区公民館連合会役員 (4名) ・令和2年1月31日 対象:区長会(20名)	□2	おり、これまでど おり取り組む	□2	更なる検討が必要	意見交換会については、コロナ禍等の 理由により、実施することが出来ない 時期もあったため、今後は、町民等と の意見交換会を十分に実施できるよう 取り組んでいく。	
				4	その他	□4	その他		
				IJ-	コナ禍の状況によ ト分に取り組むこ ができなかった。				
第7条		議会及び議員は、この条例に定める 理念及び原則並びにこれらに基づいて 制定される条例、規則、規程等を遵守	【実績】 ①議会	■ 1	適切に運用されて おり、これまでど おり取り組む	■ 1	改正の必要はない	(なし)	
		して議会を運営し、もって町民を代表 する合議制の機関として、町民に対す る責任を果たさなければならない。	・令和4年9月定例会において、遠賀町	□2			更なる検討が必要		
			②議員 ※個人の活動原則のため評価対象としない	□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要		
				□ 4	その他	□ 4	その他		
) 		<i>)</i>		

				検証	結果	(B) [M) (1) (N) (N) (N)	検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検	
		条文	実績		くの連用は適切が	必要に	文の内容を改正する はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第 8 条	町長等と議の関係	議会の会議における一般質問は、広るにおける一点をです。 る一般の会議におび争点をでう。 2 議会の会議及び常任されたの方式で常任されたの方式で常任されたの方法をでは、 等は、一間のも本会議をできる。 等は、の質問では、できる。 またの質問では、できる。 またの質問では、できる。 またの質問では、できる。 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1 平成27年9月定例会から一問一答方式で継続実施	□2 □3	おり、これまり あり取り組む 適切に運用されて り組みが必要 適切に運用されて もいるが必要 適切に運用されて おらず改善が必要	□2 □3	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要 その他	(なし)
第9条	における政	町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たって は、分かりやすい施策別又は事業別の 政策説明資料を作成するよう努めるも のとする。	【実績】 次のとおり町長から資料提出 ①予算案に関する政策説明資料 ・施政方針 ・教育施策要綱 ・事業実施計画書 ②決算認定に関する政策説明資料 ・事業実績報告書	□2 □3	おり、これます あり取り組むでで 適切に運用されなり組みが必要 適切に運きれる が必要 ででされる が必要 ででされる でと が、必必 ででしている でと でと でと でと でと でと でして でして でして でして でして でして でして でして でして でして	□2 □3	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要 その他	(なし)

					検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検	
条文	実績	(1)条文の運用は	阿列刀、	必要に	はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第10条 政策立案、 議会は、町の政策水準の向上を図る 政策提案及 ため、政策立案機能の強化に努め、 び政策提言 もって条例の提案、議案の修正、決議 等の政策提案を行うとともに、町長等に対し、政策提言を行うものとする。	【実績】 次のとおり実施 ・基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議(令和元年5月臨時会) ・遠賀川駅南開発事業特別委員会の設置 に関する決議(令和5年5月臨時会) ・タブレット導入調査検討特別委員会の	おり、こ; おり取り; 口2 適切に運 いるが、〕 り組みが;	れまでど 組む 用されて 更要必	□ 2	改正の必要はない更なる検討が必要	(なし)
	設置に関する決議(令和2年12月定例 会)	□3 適切に運	善が必要			
		□ 4 その他		□ 4 	その他	
第11条 予算の確保 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努める	【実績】 議会としても経費節減に努める一方、 議会機能の充実のための取り組みについ	■1 適切に運 おり、こ おり取り	れまでど	■ 1	改正の必要はない	(なし)
ものとする。	て必要な予算の確保に努めている。	□ 2 適切に運がいるが、〕 り組みが。	更なる取	□2	更なる検討が必要	
		口3 適切に運 おらず改		□3	改正が必要	
		□4 その他		□ 4	その他	

					検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検		
	条文	実績		(の運用は適切が	必要は	文の内容を改正する はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第12条 議決事項	地方自治法に第967号。の 地方に法律第90場所の 1 という。第96条のの 1 という。議議会のの 1 という。議議での 1 という。議議での 1 という。議議での 2 では、るの 2 では、るの 3 では、の 4 では、の 4 では、の 5 で	【実績】 (1) 第6次遠賀町総合計画(基本構想及び前期基本計画)の策定(令和3年12月定例会) (2) 該当なし (3) 該当なし	□2 □3	おり、これまで おり取り組む 適切に運用されて いるが、必要 り組みが必要 適切に運用されて おらず改善が必要	□2 □3	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要 その他	(なし)
第13条 議会広報充実	会独自の視点から常に町民に対して公表又は周知させるよう努めるものとする。 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。 3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を広報で公表する的確に対して町民の評価が的確になさ	・町ホームページ等に議会活動について公表 ・県議長会等が主催する議会広報研修会 に広報委員の派遣を実施	□3	いるが、更なる取り組みが必要 適切に運用されて おらず改善が必要	□2 □3	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要 その他	(なし)

					快 訨	結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
		条文				必要に	文の内容を改正する よあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1) 2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第14条	委員会等のの場合を受ける。	議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。 2 常任委員会等は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、積極的に政策、政策提言等を行うものとする。	1 コロナ禍における議会対応などを議会運営委員会にて協議・検討を実施するなど適切な運営を実施 2 所管事務調査については、コロナ禍等の理由により未実施。 また、令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症対応支援策の予算確保のた	□2 □3	おり、これまり、これまり取り組む 適切に運用されてリ組みが必要 適切に運用されて取り組みが必要 適切に運きれて要	□2 □3	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要 その他	(なし)
第15条	★ 調査機関の 設置	議会は、町政の課題に関する調査の ため必要があると認めるときは、議決 により、学識経験を有する者等で構成	【実績】	■ 1	適切に運用されて おり、これまでど おり取り組む	■ 1	改正の必要はない	(なし)
		する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。		□2			更なる検討が必要	
		して加えることができる。		□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要	
				□ 4	その他	□ 4	その他	

_						(HI 100) 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1-1A/2 1 - / 1 - / 1 - / 1 - / 3
				検証	結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
	条文		(1)条3	との運用は過りが	必要に	よあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
9	16条 議員間の計 議会は、議案等の審議又は審査にお 議による合 いては、議員の自由な論議を尽くさな	【実績】	□ 1	適切に運用されて おり、これまでど	■ 1	改正の必要はない	1及び3については、「自由な討議」 の実施に対する調査・検討が進んでい
	意形成 ければならない。 2 議長及び委員長は、論議が積極的	1 未実施		おり取り組む			ないため、今後は先進地の取り組みなどの調査・検討を進めていく。
	に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。 3 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議を必要に応じて行うことがで	2 適宜対応	■ 2	適切に運用されて いるが、更なる取 り組みが必要	□2	更なる検討が必要	
	きる。	3 未実施	□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要	
			□ 4	その他	□ 4	その他	

						证結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
		条文				必要に	文の内容を改正する はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)/2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第17条	議員研修の 充実強化	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修を充	【実績】	1	適切に運用されて おり、これまでど	■ 1	改正の必要はない	(なし)
	75712	実する。 2 議会は、議員研修の充実強化に当	1 次のとおり実施 ①先進地視察研修		おり取り組む			
		たり、広く各分野の専門家等を活用した議員研修会を開催する。	・令和元年10月15日~16日 第一常任 熊本県益城町(防災についてほか) 長崎県長崎市(デマンド交通ほか)	□2	適切に運用されて いるが、更なる取 り組みが必要	□2	更なる検討が必要	
			・令和元年11月6日~7日 第二常任 広島県世羅町(6次産業化ほか) 兵庫県福崎町(観光資源育成ほか) ・令和4年5月19日 タブレット特別委	□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要	
				□ 4	その他	□ 4	その他	
			②町議会主催研修 ・令和元年5月13日 新任議員研修 (財務・条例等)					
			③郡議長会主催研修 ・令和元年10月21日 郡議長会議員研修 ・令和4年10月26日 "		J		J	
			④県議長会主催研修 ・令和元年10月29日新任議員研修 ・令和2年1月15日議員研修 ・令和3年1月14日議員研修 ・令和3年7月16日常任・議運 正副委員長研修 ・令和4年1月13日議員研修 ・令和4年8月18日常任・議運 正副委員長研修					
			⑤町主催 ・令和4年4月20日 議員SNS研修会 講師:企画政策課長					
			2 次のとおり実施 ・令和元年5月13日新任議員財務研修 講師:町財政係長					

						検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検	
	条文	実績	(1)条文の運用は適切か		必要に	はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第18条	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、必要に応じて議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議につ加えることができる。 3 第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関して必要な事項は、議長が別に定める。	【実績】 1 次のとおり実施 ・令和元年6月12日 設置 ・令和元年6月14日 議会基本条例の検証① ・令和元年7月10日 議会基本条例の検証② ・令和元年8月28日 議会基本条例の検証(まとめ)	□2 □3	おり取り組む 適切に運用されて いるが、必要 り組みが必要 適切に運用されて なが必要 適切に運用されて おらず改善が必要	□2 □3		(なし)
		2 未実施 3 令和5年3月 議会改革推進会議の 設置要綱制定		その他		その他	
第19条	議会は、他の地方公共団体の議会との交流、連携を深め、互いに共同して新しい議会の在り方について調査研究等を行うものとする。	【実績】 次のとおり実施 ・遠賀郡町議会議員研修会に毎年1回参加 ・遠賀郡町議会議長会に毎年2回参加	□2 □3	適切に運用されでは、 のは、 のは、	□2 □3	更なる検討が必要	(なし)

					検証	結果		検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
		条文		(1)宋文の連用は週切が		必要に	文の内容を改正する はあるか	証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第20条		議員は、町民の信頼及び負託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。 2 議員は、町民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。	1、2(共通)次のとおり実施 ・平成28年12月に制定した「遠賀町議会		おり、これまでど おり取り組む		改正の必要はない更なる検討が必要	(なし)
				□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要	
				□ 4	その他	□ 4	その他	
)) 	
第21条	議員定数	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活動	1 未実施		おり、これまでど おり取り組む		改正の必要はない	(なし)
		について町民の意見を広く聴くため、 参考人制度及び公聴会制度を活用する ことができる。 2 議員定数の条例改正案は、法第74	2 未実施		いるが、更なる取 り組みが必要		更なる検討が必要	
		条第1項の規定による町民の直接請求 があった場合を除き、改正理由の説明 を付して必ず議員が提案するものとす	外とする		適切に運用されて おらず改善が必要			
		る。 3 議員定数は、別に条例で定める。		□ 4	その他	□ 4	その他	
)	J			

		検証結果				検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検	
条文			文の運用は適切か	必要に	文の内容を改正する はあるか	((1)(2)がいずれも"1"の場合は記述なし)	
第22条 議員報酬 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活	1 未実施		おり、これまでど おり取り組む		改正の必要はない	(なし)	
動に関して町民の意見を広く聴くため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。 2 議員報酬の条例改正案は、法第74	2 未実施		いるが、更なる取 り組みが必要		更なる検討が必要		
条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとす	3 別途、既決条例があるため評価対象外とする		おらず改善が必要				
る。 3 議員報酬は、別に条例で定める。		4	その他	□ 4 -	その他		
			<i>)</i>		<i>)</i>		
第23条 政務活動費 政務活動費は、議員による政策研の交付、公 究、政策提言等が確実に実行されるよ 別に定める遠賀町議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年遠賀町条	【実績】 1 条例に基づき適切に運用		適切に運用されて おり、これまでど おり取り組む			(なし)	
例第16号)に基づき、議員個人に対して交付するものとする。 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、	2 毎年、町ホームページで収支報告書を公表		いるが、更なる取 り組みが必要		更なる検討が必要		
その支出根拠が議会の議決事項である 予算に依拠することから、その使途に ついて町民等から疑義が生じないよう		□3	適切に運用されて おらず改善が必要	□3	改正が必要		
に公開し、自ら説明責任を果たすものとする。		4	その他	4	その他		
			<i>)</i>		<i>)</i>		

				検証結果				検証結果(1)(2)に2~4がある場合、検
条文				(1)条文の運用は適切か		(2)条文の内容を改正する 必要はあるか		証結果に基づき、具体的な内容や案・ 今後の課題・取り組むべき内容など ((1) /2)がいずれも"1"の場合は記述なし)
第26	条 議会事務局 の体制整備	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能を積極的に強化するよう努めるものとする。	【実績】 全国議長会、福岡県町村議会議長会、郡議長会主催の事務局職員研修にそれぞれ毎年参加をしている。また、民間研修等への参加を希望する場合は、旅費・研修費を人事係予算で対応としているため、希望どおりに参加ができている。	□ 2	おり、これまでど おり取り組む 適切に運用されて いるが、更要 り組みが必要 適切に運用されて	□2	改正の必要はない 更なる検討が必要 改正が必要	(なし)
				□ 4	おらず改善が必要 その他	□ 4	その他	
					J		J	
第2	条 最高規範性 と見直し手 続	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に 反する議会の条例、規則等を制定して はならない。	【実績】 1 趣旨に反する条例等の制定は行わず	■ 1	適切に運用されて おり、これまでど おり取り組む		改正の必要はない	(なし)
		2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期	2 令和元年5月13日開催の新任議員研 修会において議会基本条例研修を実施	□2	適切に運用されて いるが、更なる取 り組みが必要	□2	更なる検討が必要	
		3 議会は、一般選挙を経た任期開始 後速やかに、この条例の目的が達成されているかを、議会改革推進会議にお	3 令和元年6月~8月にかけて4回会 議を開催し、検証結果を報告		適切に運用されて おらず改善が必要			
		いて検討するものとする。 4 議会は、この条例を改正する場合には、議員間で協議し、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	を実施。 また、提出前の全員協議会において、	4	その他	4	その他	
			改正の理由等について説明し、全議員で 協議を実施		J		J	